

平成 19 年

第 2 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 19 年 5 月 29 日開会

柳泉園組合議会

平成19年第2回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○開 会	2
・仮議席の指定	2
・選挙第2号	2
・指定第2号	3
・議長の辞任について	5
・選挙第3号	5
・会期の決定	6
・会議録署名議員の指名	7
・選任第2号	7
・諸般の報告	8
・行政報告	10
・議案第8号（上程、説明、質疑、討論、採決）	38
・議案第9号（上程、説明、質疑、討論、採決）	40
・議案第10号（上程、説明、採決）	43
・報告第1号（上程、説明、質疑）	44
・廃棄物等処理問題特別委員会報告	50
○閉 会	50

平成19年第2回
柳泉園組合議会定例会会議録

平成19年5月29日 開会

議事日程

- 1 仮議席の指定
- 2 選挙第2号 副議長選挙
- 3 指定第2号 議席の指定
- 追加日程第1 議長の辞任について
- 追加日程第2 選挙第3号 議長選挙
- 4 会期の決定
- 5 会議録署名議員の指名
- 6 選任第2号 廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任について
- 7 諸般の報告
- 8 行政報告
- 9 議案第8号 柳泉園組合特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 10 議案第9号 平成19年度柳泉園組合一般会計補正予算
- 11 議案第10号 柳泉園組合監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 12 報告第1号 平成18年度柳泉園組合一般会計事故繰越し繰越し計算書について
- 13 廃棄物等処理問題特別委員会報告

1 出席議員

- | | |
|----------|---------|
| 1番 篠宮正明 | 2番 野島武夫 |
| 3番 上田芳裕 | 4番 板垣洋子 |
| 5番 小峰和美 | 6番 相馬和弘 |
| 7番 長谷川正美 | 8番 原正子 |
| 9番 粕谷いさむ | |

2 関係者の出席

管 理 者	野 崎 重 弥
副 管 理 者	星 野 繁
副 管 理 者	坂 口 光 治
助 役	森 田 浩
会計管理者	関 一 夫
清瀬市市民生活部長	金 子 宗 助
東久留米市環境部長	小 山 満
西東京市環境防災部長	斎 藤 静 男

3 事務局・書記の出席

総務課長	大 野 常 雄
施設管理課長	蛭 田 義 一
技術課長	櫻 井 茂 伸
資源推進課長	涌 井 敬 太
書記	山 田 邦 彦
書記	小 林 光 一
書記	本 間 尚 介

午前10時05分 開会

○議長（相馬和弘） おはようございます。開会前に長谷川正美議員から遅参の連絡がありましたので、御報告をいたします。

定足数に達しておりますので、ただいまより平成19年第2回柳泉園組合議会定例会を開きます。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（相馬和弘） 「日程第1、仮議席の指定」を行います。

議事の進行上、仮議席はただいま御着席の議席を指定いたします。

○議長（相馬和弘） 「日程第2、選挙第2号、副議長選挙」を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、

指名推選によって行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては議長にて指名することといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 御異議なしと認めます。それでは、清瀬市選出の粕谷いさむ議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました粕谷いさむ議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました粕谷いさむ議員が副議長に当選をいたしました。

ここで会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、当選の承諾及びごあいさつをお願いしたいと思います。粕谷議員、お願いします。

○副議長（粕谷いさむ） おはようございます。ただいま副議長に当選させていただきました清瀬市選出の粕谷いさむでございます。公平・中立かつ公正の立場を心がけながら、議長の支えとなれるように頑張りたいと思いますので、ひとつよろしく願います。

○議長（相馬和弘） ありがとうございます。

○議長（相馬和弘） それでは、「日程第3、指定第2号、議席の指定」を行います。

議席は会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員各位の氏名及び議席番号を職員に朗読させます。

○総務課長（大野常雄） 議席の指定を申し上げます。

1番、篠宮正明議員、2番、野島武夫議員、3番、上田芳裕議員、7番、長谷川正美議員、8番、原正子議員、9番、粕谷いさむ議員。

○議長（相馬和弘） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

ここで議員各位のごあいさつを、改選後、初めてということになりますので、1番議員から順次お願いをしたいと思います。

○1番（篠宮正明） おはようございます。東久留米市議会・自民クラブの篠宮正明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○2番（野島武夫） おはようございます。東久留米市議会、野島武夫と申します。よろしくよろしくお願いいたします。

○3番（上田芳裕） 東久留米市議会の公明党の上田芳裕でございます。引き続き柳泉園組合議員として仕事をさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○4番（板垣洋子） 西東京市・生活者ネットワークの板垣洋子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○5番（小峰和美） 西東京市議会、自民党・無所属の小峰と申します。よろしくお願いいたします。

○7番（原正子） 清瀬・生活者ネットワークの原正子です。2年前まで柳泉園の議員をさせていただいておりました。また戻ってまいりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○9番（粕谷いさむ） ただいまごあいさつをさせていただきました清瀬自民クラブの粕谷でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（相馬和弘） 最後に私でございますけれども、6番の議員になりますが、西東京選出の相馬和弘と申します。議長職は今定例会ここまでが最後でございますけれども、ひとつよろしくお願いいたしますを申し上げます。

それでは、ありがとうございました。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時08分 休憩

午前10時09分 再開

○副議長（粕谷いさむ） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま休憩中に議長から本職あてに辞任届が提出されました。

お諮りいたします。ここで日程を追加し、直ちに本件を先議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（粕谷いさむ） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更し、追加日程第1を先議することに決しました。

○副議長（粕谷いさむ） 「追加日程第1、議長の辞任について」を議題といたします。
地方自治法第117条の規定により、6番、相馬和弘議員の退席を求めます。
お諮りいたします。議長の辞任について許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（粕谷いさむ） 御異議なしと認めます。よって、議長の辞任については許可することに決しました。

○副議長（粕谷いさむ） 続きまして、「追加日程第2、選挙第3号、議長選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（粕谷いさむ） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては副議長において指名することといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（粕谷いさむ） 御異議なしと認めます。

それでは、東久留米市選出の篠宮正明議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました篠宮正明議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（粕谷いさむ） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました篠宮正明議員が議長に当選をいたしました。

ここで会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、議事進行を交代いたしまして篠宮議長にお願いをいたします。

○議長（篠宮正明） ただいま議長に選任をいただきました東久留米の篠宮正明でございます。

今、環境問題やら循環型社会、そういう関心が高まる中で、各市がごみ対策に対しては大変御苦労されているとっております。そういう意味で、この中間処理施設である柳泉園組合の果たす役割というのが大変大きなものになってくるだろうとっております。

議員各位の御協力をいただきながら議事を進めてまいりたいとっております。また、野崎管理者をはじめとする柳泉園側の皆様にも御協力を心からお願い申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（篠宮正明） それでは、引き続き会議を続けます。

「日程第4、会期の決定」を議題といたします。

このことについて5月22日に代表者会議が開催されておりますので、西東京市の代表委員であります相馬和弘議員に報告を求めます。

○6番（相馬和弘） おはようございます。去る5月22日、代表者会議が開催され、平成19年第2回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告を申し上げます。

平成19年第2回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、5月29日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程としましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第6、選任第2号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任について」を行います。

次に、「日程第7、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第8、行政報告」を行い、報告の終了後に質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第9、議案第8号、柳泉園組合特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第10、議案第9号、平成19年度柳泉園組合一般会計補正予算」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第11、議案第10号、柳泉園組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第12、報告第1号、平成18年度柳泉園組合一般会計事故繰越し繰越計

算書」について報告を受け、報告の終了後に質疑をお受けいたします。

ここで本会議は暫時休憩とし、その休憩中に廃棄物等処理問題特別委員会を開会し、委員長及び副委員長の互選、委員席の指定を行い、特別委員会を閉会いたします。

その後、本会議を再開し、「日程13、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を委員長から受けます。

以上で本日本日予定された日程がすべて終了となり、第2回定例会を閉会いたします。

なお、平成19年度柳泉園組合議会研修視察の日程につきましては、10月の31日ということで代表者会議においては決定をいたしております。視察場所につきましては、現在、事務局で検討中でございます。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（篠宮正明） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（篠宮正明） 「日程第5、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の両君を指名いたします。

第5番、小峰和美議員、第6番、相馬和弘議員、以上のお二方をお願いをいたします。

○議長（篠宮正明） 「日程第6、選任第2号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任につきましては、特別委員会条例第3条の規定により、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

篠宮正明議員、野島武夫議員、上田芳裕議員、長谷川正美議員、原正子議員、粕谷いさむ議員、以上6名を新たに廃棄物等処理問題特別委員に選任したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 異議なしと認めます。よって、以上の諸君を廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任することに決しました。

ここで職員をして議席番号表、特別職及び議員名簿、特別委員会委員名簿を配付させます。お願いいたします。

〔資料配付〕

○議長（篠宮正明） それでは、「日程第7、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いをいたします。

ここで管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（野崎重弥） おはようございます。議長のお許しをちょうだいいたしましたので、一言ごあいさつを申し述べさせていただきます。

本日、平成19年柳泉園組合議会第2回定例会の開催に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

各市とも第2回定例会の開催を控えまして大変お忙しい中、議員の皆様におかれましては、本日の定例会に御出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

なお、本日の定例会におきましては、御案内のとおり、条例の一部改正など3件の議案と報告1件がございますが、あわせて御審議賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

いつもいつも柳泉園組合事業の発展に御理解と御支援いただいておりますことに厚く御礼を申し上げ、一言ごあいさつにかえさせていただきます。本日は大変お忙しい中、ありがとうございます。

○議長（篠宮正明） ここで助役より特別職及び職員等の紹介をいたします。

○助役（森田浩） おはようございます。それでは、議長より指名でございますので、柳泉園組合の管理者及び職員等の紹介をさせていただきます。

まず、管理者及び副管理者でございます。

初めに、当組合管理者の野崎重弥東久留米市長でございます。

○管理者（野崎重弥） どうぞよろしくお願い申し上げます。

○助役（森田浩） 同じく副管理者の星野繁清瀬市長でございます。

○副管理者（星野繁） 星野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 同じく副管理者の坂口光治西東京市長でございます。

○副管理者（坂口光治） 坂口光治でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○助役（森田浩） 次に、柳泉園組合には監査委員2名の方が選任されております。きょうお見えではございませんが、現王園成夫監査委員と、もうお一人方は、本定例会の議案として御提案させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、組合関係3市の担当部長を紹介させていただきます。

まず、清瀬市の金子宗助市民生活部長でございます。

○清瀬市市民生活部長（金子宗助） 金子です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 東久留米市の小山満環境部長でございます。

○東久留米市環境部長（小山満） 小山です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 西東京市の斎藤静男環境防災部長でございます。

○西東京市環境防災部長（斎藤静男） 斎藤です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 次に、組合の職員を紹介させていただきます。

大野総務課長でございます。

○総務課長（大野常雄） 大野です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 次に、蛭田施設管理課長でございます。

○施設管理課長（蛭田義一） 蛭田です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 櫻井技術課長でございます。

○技術課長（櫻井茂伸） 櫻井です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 涌井資源推進課長でございます。

○資源推進課長（涌井敬太） 涌井です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 最後に、私、助役の森田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（篠宮正明） 以上で職員等の紹介を終わります。

○議長（篠宮正明） 「日程第8、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成19年2月から平成19年4月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

大変申しわけございませんが、1カ所御訂正をお願いしたいんですけれども、行政報告の8ページでございます。8ページにダイオキシン類測定結果の表がございまして、その中ほどに焼却灰、ばいじんという区分がございまして、その右側に測定値、焼却灰が0.054、ばいじんが0.011となっておりますが、これは上下逆でございます。大変申しわけございませんが、御訂正方よろしくお願い申し上げます。大変失礼いたしました。

それでは、初めに、1ページの総務関係でございます。

1の庶務についてでございますが、関係市の清掃担当部課長等をもって構成いたします柳泉園組合事務連絡協議会につきましては、今期は2回開催しておりまして、2月14日の開催の協議会では、平成19年第1回柳泉園組合議会定例会の議事日程の（案）等についての協議を行っております。また、4月12日開催の協議会では、小金井市のごみ受け入れ単価につきまして及び柳泉園組合一般廃棄物処理基本計画（案）等についての協議を行っております。

また、周辺自治会との協議会関係でございますが、2月20日に東久留米市、東村山市の各自治会合同による臨時協議会を開催し、多摩地域ごみ処理広域支援実施協定に基づく小金井市のごみの受け入れについて、その後の経過、小金井市からの要請内容の詳細、柳泉園組合としての対応等について御説明させていただき、御意見等をいただく中で御協力と御理解をお願いしたところでございます。さらに、4月24日に東村山市の6自治会、翌25日には東久留米市の3自治会とそれぞれ定期協議会を開催し、平成18年度の組合の施設管理等について御報告を申し上げ、御理解をいただいたところでございます。

続きまして、（2）の柳泉園組合同規約の変更についてでございます。

本件につきましては、地方自治法の改正に伴いまして柳泉園組合同規約の変更を行うもので、内容といたしましては、組合の執行機関としての収入役を廃止し、新たに会計管理者を設置するものでございます。手続といたしましては、関係市の議会の議決後、3月9日付で許可申請を行い、4月1日付で東京都知事より規約変更の許可があり、これにより4月1日から東久留米市の会計管理者に当組合の会計管理者をお願いしているものでございます。

次に、（３）の小金井市の可燃ごみの受け入れについてでございます。

かねてより議会、周辺自治会の方々等と御協議をさせていただきました多摩地域ごみ処理広域支援実施協定に基づきます小金井市の可燃ごみの受け入れにつきましては、去る４月の２７日に小金井市と可燃ごみ焼却処理委託契約を締結いたしました。契約の主な概要でございますが、行政報告に記載したとおりでございます。この契約に基づきまして５月１日より搬入を開始してございます。

なお、受託処理単価、委託単価の算定根拠及び当該広域支援に基づく他団体の処理委託単価等につきましては、行政報告の資料として２２ページの次の、ページを振っていないので大変申しわけないんですけれども、２２ページの次のページに添付させていただいておりますので、御参照していただきたいと思っております。

また、当該委託契約締結に伴いまして処理委託料の歳入が発生いたしますので、今議会の議案第９号として補正予算を提案させていただいておりますので、後ほどよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に、（４）のペットボトル売り払い契約業者の会社更生法適用についてでございます。

当組合のリサイクルセンター資源化事業の一環として実施しておりますペットボトル売り払い先につきましては、競争入札を行いまして、４月から６月までの３カ月間、オール・ウェイスト・リサイクル株式会社と売却の契約を現在締結しております。今回、この当該業者は、平成１９年４月２６日付で大阪地方裁判所に会社更生手続開始の申し立てを行い、同日付で保全管理命令が発令されるとともに保全管理人が選任されました。これに伴い、４月２５日以前に発生した債務は原則弁済が禁止されるため、当組合への支払いが不可能となったということの通知がございました。

さらに、その後、保全管理人から当該組合とこの会社で契約している契約内容を検討した結果、その検討結果を裁判所と協議を行った結果、組合の今回の債権は会社更生法に定める共益債権として取り扱うことができるというところの裁判所の許可が得られたので、現在の契約内容を契約期間満了まで継続していただければ、これは３カ月間ですけれども、組合に対する債務弁償は引き続き可能であるという連絡を受けたところでございます。組合といたしましては、この旨を顧問弁護士に相談したところ、裁判所、保全管理人の見解に理解できるというところで、契約期間満了までは現行の契約を締結することに同意したものでございます。現在、４月分のペットボトルの売却の請求書は当会社に送付してございます。今後も５月分、６月分、契約期間満了までの請求は引き続き行い、支払いをして

いただけるということになっております。

詳細につきましては後ほど総務課長より御説明させていただきます。

次に、(5)の見学者の状況でございますが、表1に記載のとおりでございます。今期は8件134人の見学者がございました。

続きまして、2、会計関係でございますが、ごみ処理手数料の徴収状況でございます。表2に記載のとおりでございますので、御参照していただきたいと思っております。

次に、3、監査についてでございます。両監査委員におきまして2月28日に例月出納検査が行われました。

また、平成19年3月7日付で柳泉園組合職員措置請求、いわゆる監査請求が提出されております。請求の趣旨は、1点目が、小金井市の可燃ごみを柳泉園が受け入れ、焼却処理することは一般廃棄物処理基本計画に違反し、この違反行為に公金を支出することは違法である、よって、公金支出の差しとめを求める。が1点目でございます。2点目が、今回の小金井市の可燃ごみを焼却処理するための処理経費が平成19年度の柳泉園組合の当初予算に明示されていないと、このため予算に明示されていない事務処理を行うことは地方自治法違反である、この2点の請求でございます。この件につき、3月29日を始めとし、延べ3回の審査を行い、本請求は却下という結論に至ったということをお聞きしてございます。

続きまして、4の契約の状況につきましては、今期は6件の工事請負契約と16件の委託契約を行っております。その状況につきましては行政報告資料に記載してございますので、御参照いただきたいと思っております。

次に、3ページでございます。ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期のごみの総搬入量は表3-1のとおり2万377トンで、これは昨年同期と比較いたしまして492トン、2.4%減少してございます。ごみ搬入量の内訳といたしましては4ページの表3-2から5ページの表3-4に記載のとおりでございます。昨年同期と比較いたしまして可燃ごみにつきましては微増、不燃・粗大ごみにつきましては減少してございます。特に、不燃ごみにつきましては、昨年10月から清瀬市及び東久留米市におきまして容器包装プラスチック類の分別収集及び資源化が開始されたことによりまして、搬入量が昨年同期と比較いたしまして、2市合計ではございますが、602トン減少してございます。

次に、表3-5でございます。1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

また、表4-1及び6ページの表4-2につきましては有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、表5-1及び5-2につきましては缶等の資源物の搬入量をまとめたものでございます。今期の総搬入量は2,052トンで、去年同期と比較し183トン、8.2%減少しております。

続きまして、7ページをお開きください。2の施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートは順調に稼働しております。クリーンポートにおける今期の主な整備状況でございますが、3号炉の定期点検整備補修の実施及び2号炉の水冷ジャケット等の修理を実施いたしております。

また、昨年8月に発生いたしました落雷により損傷した空調機等の自動制御設備復旧補修が完了し、その後、順調に稼働いたしております。

次に、柳泉園クリーンポートの処理状況でございますが、7ページの表6に記載させていただいておりますが、平成18年10月からの清瀬市及び東久留米市における容器包装プラスチック類の分別収集及び資源化が開始されましたことによりまして、クリーンポートで焼却している軟質系プラスチック類等、可燃物の焼却量が去年同期と比較いたしまして802トン、30.9%の減少をいたしております。

また、排ガス中のダイオキシン類測定につきましては、周辺自治会の方の立ち会いのもと4月25日に実施いたしました。ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果等につきましては7ページの表7から9ページの表9に記載してございます。それぞれ排出排除基準に適合しております。

次に、10ページ上段でございます。不燃、粗大ごみ処理施設の稼働状況でございます。

今期も順調に不燃ごみ等の破碎処理を行ってございます。記載のとおり、定期点検整備補修（その3）といたしまして、手選別コンベヤ等の補修、また、ごみ投入クレーンの点検整備を実施しております。さらに、不燃ごみ等の処理の状況につきましては10ページの表10に記載してございますが、容器包装プラスチック類の分別収集及び資源化が開始されたことに伴いまして不燃ごみの処理量は去年同期と比較し減少してございます。

また、リサイクルセンターにつきましても記載の機器の補修等を実施し、今期も順調に資源物の資源化に努めているところでございます。その状況につきましては10ページの表11に記載のとおりでございます。

次に、3の最終処分場についてでございます。

焼却残渣の最終処分場への搬出でございますが、引き続き、東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚処分場エコセメント化施設に全量を搬出しております。今期は2,679トンで、これは昨年同期と比較し166トンの減少となっております。搬出状況は11ページ、表12に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物の再利用状況でございます。

不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、くずガラス等につきましては、埋立処分場の延命化を図るため、埋立処分をせずにRPFや路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては表13に記載のとおりでございます。

次に、12ページに記載のし尿処理施設関係でございます。

今期のし尿の総搬入量は590キロリットルと、昨年同期の629キロリットルに比べまして39キロリットル、6.3%の減となっております。表14-1から表14-4に搬入状況の詳細を記載してございます。

また、13ページ、施設の状況といたしましては、今期はポンプ関係の整備を実施してございます。

14ページ、表15でございますが、し尿処理施設における下水道放流水測定結果を記載してございます。測定結果はそれぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、15ページに記載の施設管理関係でございます。

厚生施設の利用者の状況でございますが、野球場につきましては今期は283回と昨年同期の276回に比べ2.5%の増、テニスコートは1,067回と昨年同期の916回に比べ16.5%の増、室内プールは1万5,632人と昨年同期の1万4,123人に比べ10.7%の増、浴場施設につきましては2万7,212人と昨年同期の2万7,189人に比べ0.08%の増となっております。詳細につきましては表16-1、16-2に記載のとおりでございます。

また、各施設の使用料の収入状況につきましては表17に記載のとおりでございます。

次に、16ページの施設の管理状況でございます。

室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表18及び表19に記載しております。それぞれ測定結果の数値につきましては基準に適合いたしております。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

ます。

○議長（篠宮正明） 以上で行政報告が終わりました。

10時35分、長谷川議員出席でございます。

補足説明を求めます。

○総務課長（大野常雄） ただいまお手元に御配付しております資料2 小金井市可燃ごみ広域支援に係る受託処理単価について申し上げます。

このことにつきましては、第1回柳泉園組合議会定例会におきまして申し上げましたとおり、本年1月、小金井市から当組合に対しまして、多摩地域ごみ処理広域支援実施協定に基づく小金井市の可燃ごみ処理等について要請がございました。当組合といたしましては、クリーンポートの定期点検補修等の日程、内容から、定期点検整補修等を除く期間は小金井市のごみ処理を実施できるものと考え、小金井市からの要請につきましては、行政報告に記載のとおり、可燃ごみの受け入れについて焼却処理受託契約を締結してございます。

次に、受託処理単価について御説明申し上げます。

受託処理単価の算出方法は、まず1点目でございますが、平成17年度決算による可燃ごみに係る処理単価といたしまして（1）に記載のとおり1トン当たり2万8,015円を算出いたしました。内訳といたしましては、アにございます焼却の処理費、イの減価償却費及びウの共通経費がございます。

次に、（2）関係市負担金でございますが、平成19年度当初予算の関係市負担金のうち、可燃ごみ処理に係る経常的経費を各施設、ほかに不燃・粗大ごみ、リサイクル、し尿処理施設がございしますが、この経費割合で按分いたしまして、19年度当初計画量により1トン当たり1万6,911円を算出してございます。

次に、（3）東久留米市環境整備負担金でございますが、平成19年度負担金のうち、可燃ごみの搬入実績により1トン当たり500円を算出いたしました。

（1）から（3）までの合計は1トン当たり4万5,426円となりますが、受託処理単価は1,000円未満を切り捨てまして1トン当たり4万5,000円といたしました。

なお、受託契約締結につきましては、組合関係者をはじめ周辺自治会の皆様にはお知らせをしたところでございます。

続きまして、資料の3でございますが、多摩地域ごみ処理広域支援に伴う処理単価一覧表をごらん願います。平成19年度における広域支援の支援先及び支援基団体名並びに処

理単価及び支援予定量を記載したものでございます。

次に、ペットボトル売り払い契約業者の会社更生法適用についての経過を少し申し上げます。

先ほど助役からございましたように、平成19年4月2日に契約締結いたしましたペットボトル売り払い業者オール・ウェイト・リサイクル株式会社は、平成19年4月26日、大阪地方裁判所に会社更生手続開始の申し立てを行いました。

なお、本契約のペットボトルの売り払い単価は1キログラム当たり45.1円、契約期間は平成19年4月2日から6月29日まで、売り払いの計画量は210トンとなっております。参考までに申し上げますと、平成19年4月2日から4月25日の期間に納入した廃ペットボトルは61.92トン、金額にしますと279万2,592円でございます。

大阪地裁は、同日午後5時をもって保全管理命令を発令し、保全管理人弁護士を選任いたしました。また、大阪地裁から同日付で包括的禁止命令通知書が組合に送られております。この内容は、すべての更生債権者は、更生手続開始の申し立てにつき、決定があるまでの間、申立人からの債務に対する弁済行為をしてはならないというものでございます。

なお、保全管理人からは、会社更生法の規定に従い、決定後、平成19年度4月2日から4月25日の期間に納入した廃ペットボトルに係る債権及び契約期間内の廃ペットボトルはすべて共益債権として取り扱い、売り払い代金につきましては会社更生法の規定に従い、全額履行されるとの通知がございました。このため、当組合は、契約期間満了の6月29日まで継続することとし、5月16日から引き続きペットボトルをオール・ウェイト・リサイクル株式会社に納めております。

なお、この件につきましては、先ほど助役からお話がございましたように、当組合の顧問弁護士でございます中村法律事務所の見解を求めましたところ、大阪地裁が選任した保全管理人の申し入れのため現状の事務処理で対応できるということで伺っているところでございます。

○議長（篠宮正明） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑を行います。

○3番（上田芳裕） 長い行政報告でしたので、簡潔に質問いたしたいと思います。

私から4点ありまして、まず1つは小金井市の問題であります。契約は1年ということですね。少なくとも平成19年から20年の3月31日までと、こうなっております。しかし、御案内のように、状況を考えますと、翌年度もあるいはその年もと、恐らくこうい

うことは想定できると思うんですね。小金井市の市長選が終わったからかどうかはわかりませんが、大分マスコミ等も報道していたようですが、最近はまだ鳴りをひそめていて全く報道されておられませんけれども、受け入れる側の私どもとしましては、マスコミの報道がどうであろうと、約束とそれから今後の責務ということを考えますと、恐らく継続をしてこの形で進むであろうことは推測できるんですけども。そこでお願いしたいことは、経年度、契約するにしても確認事項は怠らずということ、これはもうぜひともお願いしたいということ、それから、今スタートしたばかりですので先行きはまだまだ不透明でありますけれども、二枚橋衛生組合の関係市が最終的にどういう形で対応されていくのかも確認する必要があるかと思うんですね。したがって、その辺の状況確認と報告はぜひともお願いしたいと思うわけでありまして、その辺の見解をお尋ねしたいと思います。

それから2点目は、ペットボトルの売り払い契約に関する問題でありますけれども、行政報告は行政報告としてこのとおりだろうということで、管財人及び関係弁護士との打ち合わせ等もそれなりに対応しているということであれば、それはそれでよろしいんですけども、一般的に、4月の2日に契約をして4月の26日に会社更生法の手続の申請ということになりますと、普通は、いわゆるペットボトルを売却する際のこの会社の情報というのは一体どういうふうに把握していたのか。情報誌に出ているかどうかは少し私もわかりませんが、少なくとも情報誌は幾つかあるはずですので、当然それなりの情報を事前にキャッチしながら対応すべきだったのではないかと。いや、そこまでは難しいですよということも当然お答えとしては理解できるわけでありましてけれども、あまりにも、うがった見方をすれば、契約する時点でもうこの会社そのものは恐らく傾きかけていたんであることを思えば、もちろんこれは推測ですから、非常に残念だなという気がいたします。その辺の状況及び今後のことも含めて、では、ペットボトルの売却は今後どうするのか、そういったこともお尋ねしたいと思います。

それから、ごみ処理施設の関係の報告の中で、容器包装リサイクル法、容器包装プラスチック類の分別の問題が報告されました。非常に清瀬と東久留米は進んでいると、こういうことでしょうけれども、これは柳泉園組合にも関係しますのでお尋ねしたいと思いますけれども、西東京市は容器包装リサイクル法のいわゆる開始はいつごろになるのか、これによって当然、柳泉園組合との関係も出てきますので。それは西東京市の問題ですよと言われればそれまでなんですけれども、お答えできる範囲で結構でございますので、お尋ね

したいと思います。

それから契約状況です。これはもう毎回お話を申し上げておりますので、何を言おうとしているかというのはもうおわかりいただけると思いますけれども、1つは、随意契約でなければならないのかという問題ですね。随意契約というのはそれなりの根拠があって随意契約であろうと、契約理由を読んでいますのでそのとおりであろうと思うんですね。大事なことは、本当にそこしかできないかどうかです。例えば、ずっと長い間、契約していますので、状況もよくわかっているから出しやすい——出しやすいとは言っていないけれども、そういう根拠で出しているということも書いてありますけれども、それはわからないではないんですけれども、要するに、競争させることによってクオリティーですね、質と価格を競争させることによって、よりいいもの、そしてより安いものと、もちろんギャランティーも含めてですよ、そういったことをさせていかないと結果として税金のむだ遣いということにならないかという話に当然なってくるわけですね。これは社会、巷間で言われていることでもありますけれども、そういうことで、まず随意契約についてどういう考え方でおられるのか。

それから、指名競争入札でも落札率が100%に近い、そういったところもあるわけがあります。落札率100%だから問題だと僕は言うつもりもありませんし、言っておりませんが、前にもお話し申し上げましたとおり、新聞、テレビ等々の報道によりますと、高い落札率というのは談合の疑いがあると報道されていることから考えますと、そういう余分な疑いをかけられるようなことを避けていく努力は私は必要だろうと。落札率が高いから談合だと私は一言も言っていないよ。そんなことは言っていないけれども、そういう疑いをかけられるようなことを避けていく努力というのは必要であろうと、こういうことですね。恐らくますますこれから契約の内容については厳しく一般市民からも問われる機会というのは多くなると思います。一生懸命やっという事は十分に理解できますので、それはそれとして了とするわけでもありますけれども、見解をお尋ねしたいと、このように思います。

以上4点であります。

○助役（森田浩） まず1点目の小金井市の関係でございます。

議員も御指摘されているように、1年で今契約してございますが、状況を見ますと、この1年だけで解決するような、そういう問題ではないという形の中で私どもは認識してございます。

そういう中で、現在、小金井市が計画しておりますのは、6月に市民参加による建設場所の選定委員会を設置し、建設場所について諮問するという計画でございます、それから20年の8月に検討委員会からの建設場所についての答申をいただくという計画で今進めているとお聞きしているところでございます。国分寺市と小金井市と今後連携し、新焼却施設を建設するというところで進んでおります。そういう関係から国分寺市は20年の8月まで契約しているという状況でございます。いずれにいたしましても、柳泉園組合といたしましては、小金井市と国分寺市がまず主体的な将来構想というものを持ってどうごみの焼却処理をしていくのかと、この計画を見守っていくことが非常に重要ではないかなと思っております。

例えば柳泉園が20年の4月以降のごみの受け入れを考える際、大きな指針の1つになるのは、小金井市と国分寺市のこういった覚書から始まる協議の行く末といいますか、その成り行きを重視していかなければいけないと思っております。そういう中で、最終的には議会の皆様とか周辺自治会の皆様、また、市民の皆様方の理解をいただきながら、20年の4月以降の件につきましては今後いろいろ検討していく事項ではないかなと思っております。

また、2月ごろ、この協議会の中の会議がございまして、その中で、東京都も非常に今回のこの二枚橋の関係につきましてはいろいろ側面で配慮しているということをお聞きしております。ただ、その中で、今後の広域支援のあり方については、処理単価を含めて今年度中にきちんとある程度基本的な方向性を出して今後の対応を図っていきたいというお話が協議会の中でございました。したがって、柳泉園といたしましても、単価を含めましてこの広域支援のあり方というものにつきましてはそういう中でいろいろ御意見等をお話しさせていただく中で、適正といいますか、説明ができるような形で進めていきたいと思っております。

○総務課長（大野常雄） ペットボトルの売り払いの件でございます。上田議員から、この情報の確認はしなかったのかということでございますが、私どもでは、何年か前からペットボトルについての売り払いについては四半期ごとの契約で行っておったんですけれども、門戸というんですかね、もう少し広げようということで柳泉園に指名参加している業者の中から業者を選びました。この業者は今回初めて当組合に参加した業者でございます。当然、指名参加に出ております財務内容等については私どもの資料の中では問題がないということで判断したわけでございます。

今後については、こういう業者でございますので、この次の7月以降については、改めて私どもの業者選定の中でそういったことも含めて検討していきたいと考えているところでございます。

それから、3番目の容器包装リサイクルの関係でございます。今伺っておりますのは、平成19年の10月から容器包装リサイクル法については行くと、これは西東京市の関係でございますが、伺っているところでございます。

それから4点目の契約の状況でございます。やはり競争させることが必要であるということと、いわゆる予定価格については、これは前年度の金額だけで判定するというのではなくて、当然、官公庁からは作業員の単価も毎年変わっている内容がございますので、そういうものをきちんと私どもの営繕担当の方で中身を一応確認した中で金額等については申し上げているところでございます。

○3番（上田芳裕） 大体わかりました。

契約については、今、大野課長が答弁されていることは、それはそれでわかるんですけども、だから今の状況でいいということには多分ならないと思うんですね。努力されていることは認めます。それはもう職員も大変だと思います。いわゆる専門知識も当然ながら必要とするであろうことも含めますと少ない職員の体制でよくやっただいていて私は思います。だからこそ、やはり形として見える努力というものも関係住民あるいは構成市の予算編成の中においても極めて重要な要素で、今後の大きなファクターになると、そういうことを申し上げたいのであって、今後、推移は見守っていきたいと思いますけれども、ぜひ努力をしていただきたいと、このように思います。

以上で終わります。

○議長（篠宮正明） ほかにございませんか。

○4番（板垣洋子） 先ほどの質問と重なる部分もあるんですけども、4点ほど質問させていただきます。

1点目は、小金井市の可燃ごみの受け入れについてですけれども、資料3から、受け入れ単価に灰運搬料は含まれていないと理解してよろしいのでしょうか。それならば、その灰の運搬についてはどのようになっているのか、お知らせください。

それから、今回いただいた議会の資料の中には、小金井市に関する資料はほかにありませんでしたけれども、2月以降、小金井市の支援については、多摩地域ごみ処理広域支援ブロック会かあるいはブロック協議会の中でどのように進められるのか、先ほどのお話だ

と今年度あるということでしたけれども、方法とスケジュールなどをお知らせください。

それから、小金井市では、先ほどの説明ですと、6月から焼却炉の選定についての委員会が開催されるということでしたけれども、他の自治体にもごみの行く場所については迷惑をかけているような状況の中で、小金井市自身がさらにごみ減量についてどのようなことを進めていらっしゃるのか、そのことも私どもも情報として知るべきではないかと思えますので、お知らせ願いたいと思います。

ペットボトルの売り払い契約業者については、それでは、7月以降は見通しはあると理解してよろしいのでしょうか。

それから先ほどの契約の状況の中の、私も初めてですのでよくわからないんですけども、随意契約をするというところの約束事というのですかね、そういうものがあれば、競争入札と随意契約をどのように分けて行っているのかということ、先ほどのお答えではわからなかったので、教えてください。

それから、資料の8ページのところのダイオキシン類測定結果のところの表8の欄外に「コプラナーPCBを含む。」という表記があるんですけども、前回いただいた資料の中にはこのような注意書きはなかったんですけども、これは、今回はこのことも含んで調査をしたと理解すればよろしいでしょうか。それとも、同じようにダイオキシン類ということで前回はコプラナーPCBを含んでいたのかについて教えてください。

○総務課長（大野常雄） 先ほどの資料3のところだと思います。この中で、これは各団体によって物の考え方が違うんですけども、私どもの場合は、灰の埋立料につきましては、これは別途でございます。柳泉園が支払うということではなくて、小金井市が直接広域の埋め立ての方へ費用を払うということでございます。

なお、運搬料につきましては私どもの方の費用の中に含まれております。あくまでも埋立地の処分費については、これは小金井市が直接広域の方へ支払うと、運搬につきましては先ほどの単価の中に含まれているところでございます。

それから、今後の方法とスケジュールでございます。先ほども少し触れましたように、今後、幾つかの団体、例えば私どもの第2ブロックから第1、第3ということで全ブロックにわたって小金井市の問題については、引き続いて、東京都からもお話がございまして、もう少し多摩全体として今後どういう形をとるかということは1つの研究課題として残っているところでございます。

それから、小金井市の市報等を見ますと、5月15日号ですか、小金井市の市民に向

かって、周辺の施設にごみの要請を行ったということで市報に記載してございました。やはりその中でうたっておりますのは、議員がおっしゃっていましたように、単にごみを受け入れるのではなくて、やはり小金井市自身が少しでもごみの減量を図って各団体への負担を軽減させたいということで、そういった呼びかけも市報の中には記載してございます。私どもとしてはそういったものを見守っていきたいと考えているところでございます。

それからペットボトルの件でございますが、今後どうなのかということでございます。これは、先ほど触れましたように、少し間口を広げて今回やったんですけれども、このペットボトルの売り払いについては過去においても実績がございますので、引き続き7月以降についても問題なく処理ができると考えているところでございます。

それから随意契約の件でございますが、どういう分け方をしているかということでございます。まず、請負、修理関係については、こちらのクリーンポートの契約については随意契約となっております。これは後で柳泉園を見ていただく機会があればわかるんですけれども、1つの機械だけで構成されているものではなくて機械を組み合わせしていると、要するにシステムとして焼却炉が動いているということでございますので、もちろん機械そのもののオーバーホールもございますけれども、全体のシステムそのものに支障がないようにということも含めてメーカーの方には責任をとらせるということで随意契約でやっております。

ただ、数年の中では、同じクリーンポートの中でも当然そのシステムに乗らない単独で動くような機械もございます。これだけ大きな施設ですので、すべてがすべてそのシステムに乗らないで動くというものではありませんので、そういったものは細分化いたしまして指名競争をきちんと行って対応しているというのが現状でございます。

あと、ほかの随意契約で何があるかということで申しますと、委託契約がございます。柳泉園の中で例えばリサイクルセンター、大きなところではそういったところで、それから不燃ごみでも働いております。中で働いている方のこともあるものですから、一応3年ごとには私どもでは業者の見直しをするということも含めて指名競争によって入札を行っております。では、2年目以降、3年目以降はどうなのかということになるんですけれども、こちらについては、ごみを分別するとか、そういう技術等もあるものですから、2年、3年については実際に行っている業者に特に問題がない場合は引き続いて随意契約で行っているというのが現状でございます。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは、8ページの表8の下のところ、コプラナーPCBな

んですが、これは大変失礼いたしました。前日も、それからずっとダイオキシン類については測定の中に入っております。ただ、ダイオキシンという名前が出てこないものですから、ここにコプラナーPCBという形で表記をさせていただいていますが、前日も、それからここ何年か測っていますけれども、法律的にすべて入っております。

○管理者（野崎重弥） 広域支援の関係でございます。総務課長が御答弁申し上げましたけれども、先ほど助役からも御答弁申し上げました。広域支援の今後のあり方ということになるわけでございます。先ほど上田議員からも御質問をちょうだいいたしましたわけでございますけれども、今般の小金井市のごみの受け入れの関係につきまして、議会の皆様方にも御報告をさせていただきましたけれども、私ども柳泉園を運営する立場といたしましては、当然これまでも近隣自治会との協議を続けてきているわけでございます。そういった中で定期的に近隣自治会との協議会を年2回設けております。昨年（2019年）の第2回の定期協議会の中でこういった状況があるというお話もさせていただき、本年（2020年）になりまして臨時協議会を開かせていただいて、小金井市のごみの搬入についての基本的な考え方ということもお話を申し上げ、近隣自治会の皆様方には御理解をちょうだいいたしました。

しかしながら、その中で近隣自治会の皆様方から強い御指摘をいただきましたのは、ごみの受け入れが恒常化するのではないか、10年間も柳泉園が引き受けるのかという大変強い御指摘をいただきました。また、そういった中には、なぜ小金井市の人間がこの協議会に出てきちんとした説明をしないのかという大変厳しい御指摘もちょうだいいたしましたわけでございます。

そういった中で、近隣自治会の皆様方のお考えは、基本にごみの受け入れをする、それは人道的な立場からもわからないわけではないという御理解はちょうだいいたしました。しかしながら、今後、この契約を1年ごとだというお話もさせていただきましたから、その中では、きちんとした小金井市側の動きが見えない中での契約更改ということについては少し言いたいことがあるということを近隣自治会の皆様方はおっしゃっておいでございました。私ども組合側といたしましては、当然それらも含めて、今後、小金井市側の動きも十分注視をしながら、定期協議会の中でお話しさせていただくことがあればお話はさせていただきたいとお答えをさせていただいております。今後、小金井市の状況、そして受け入れを決定させていただきました年間489トン、58日間ということも踏まえて、どのような処理でどのような体制になっているのか、また、小金井市に対しては、柳泉園組合名をもって、近隣のごみ処理施設に大変お世話になっている、小金井

市の市民一人一人がごみの減量に努力をすべきだと、そういった広報もきちんとしてほしいという御要望をいただきましたから、そういう旨の文書も小金井市長あてに送付をさせていただいたところでございます。

また、広域支援でございますけれども、広域支援協定は、多摩地域における可燃ごみ処理施設または不燃・粗大ごみ処理施設にごみ処理相互支援協力の必要な事態が発生した場合、その対応として広域な処理が円滑に実施できる体制をつくるため必要な事項を定めるものとする、これが目的になっております。

こういった中で、私は、今回の小金井市の問題ということだけではなくて、今後の広域支援のあり方について1つの投げかけをしているのではないかと考えております。それは、今般、小金井市はもう既に3月をもってごみ処理施設の操業を停止しております。なおかつ、聞くとところによりますと、組合の解散ということも決定をしていると伺っております。そういった中では、この多摩地域における広域支援協定は、現にごみ処理施設を有している団体が何らかの事故等、建てかえ等の関係で広域支援ということが私は原則基本になっているのではないかと考えております。ただ、今般の小金井市は、ごみ処理施設の老朽化ということで操業ができない、しかしながら、その後の処理施設の建設に向けての具体的な計画等はまだ定まっていない、なおかつ、組合も解散日が決まっている、そういった中で、今後のごみ処理広域支援のあり方というものについて、やはり一定のルール化、当然、支援協定ですからもうこれはこれでルール化なんですけれども、広域支援のあり方というものについて、より突っ込んだ形での議論と決まり事ということは私は必要ではないかと考えております。

今後、ごみ処理施設の建設に当たっては、担当の方はまさに血の汗を流すほどの努力が必要でございます。柳泉園の歴史をかながみましてもそれはもう間違いのない事実でございます。当初、昭和30年代の柳泉園組合の設立のときもそう、第二工場の建設についてもかなりの努力と御理解があったわけでございます。この新炉、クリーンポートの建設についてもそうでございます。そういったさまざまな紆余曲折や関係の皆さんの御理解、そして組合サイドの努力、こういったものがどうしても欠かせない、なおかつ、組合議会の皆様方の御理解と御支援、これも不可欠でございます。そういった総合的な視点を持ちながら、今後の広域支援というものはどうあるべきなのかということは、今回の件をやはり重く受けとめながら、どうあるべきなのかという議論は私は必要だろうと考えております。

○4番（板垣洋子） 小金井市のごみ処理を広域で支援していくという、そのことについ

ては前回も御説明がありましたし、一定程度理解したつもりでございます。それで、今お話がありましたように、この広域支援の目的を達するために、お話をされたそのことが、前回いただいた多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱の中には、その目的を達成するためにはブロック会を開催してそのことを協議するということがありましたので、先ほどの私の質問で言葉が足らなかったようですけれども、そのブロック会がどのようなスケジュールで行われるのかということを確認したかったのです。

小金井市では、今度6月の議会で国分寺市との考え方が一定程度まとまっていくような方向にあるということも聞いております。ならば、6月議会が終わった後でそのようなブロック会議が開催されるのではないかと予測しましたものですから、そのブロック会議がどのように、例えば構成メンバーがどうなっているのか、どのようなスケジュールで小金井市のごみのことについて話し合われていくのかということをお聞きしたかったのです。周辺自治会の方との協議というのも大変重要なことですので、先ほどの説明で十分に理解しましたので、全体的に広域支援を行っていくそのブロック全体としてどのような動きがあるのかを把握したかったので、そこについてもう一度御説明ください。

それから契約についてはわかりましたけれども、指名競争入札では電子入札というお考え方は今後ないのかもつけ加えて教えてください。

○総務課長（大野常雄） 先ほどのブロック会議のスケジュールというお尋ねでございますけれども、平成19年度、ブロック会議役員が少しここでかわっております。小金井市の平成20年の8月までのスケジュールというのが、国分寺市との間でできているんですけれども、その間で、従前言ってきたものとの変更等があれば、そういったことを含めてブロック会議の中では話さざるを得ないのかなというのが現状でございます。

この会議につきましては、今回のような形で緊急時というんですか、そういうものが各自治体の方から提案されたときには行われますけれども、通常その間で定期的にブロック会議を開催するというものではございません。ですから、今後のスケジュールについては、私どもで聞いているところでは、いつどういう形で小金井市の問題も含めて行うということについて今のところは伺っていないというのが現状でございます。

それから、指名競争の関係でございます。これは先ほども上田議員からもお話がございました。私どもでは、書留郵便、もともと不正行為をある程度減らすということがやはり問題だと思いますので、今のところは書留郵便で郵便局どめで行いたいと考えているところでございます。これは、やはりやってみないとはっきりした効果というのが出てこない

のはわかっておりますので、ただ、ほかの団体でもそういう取り組みをしたことによって金額等について適正なものが出てきたと聞いておりますので、行っていきたいと考えております。

なお、今後こういった手続をとるときには、予定価格を事前に公表していくということも当然これからやらなければいけないんですけれども、現在こちらの行政報告資料の1にございますように、事後についてはきちんと私どもの方では予定価格もお出ししまして、参加されている方についてもきちんと明記しているところでございます。

重ねて申しわけないんですけれども、先ほど言いましたように、書留郵便等も含めて、電子入札まで最終的には行きたいという考え方もございますけれども、当分の間はそういった形で対応していきたいと考えているところでございます。

○4番(板垣洋子) ありがとうございます。

では、広域支援の方はブロック会はまだ編成していないという理解でよろしいでしょうか。

○総務課長(大野常雄) ブロック会議そのものはあります。ありますけれども、会議そのものが今スケジュールとして載っていないという、こういうことでございます。

○4番(板垣洋子) わかりました。ありがとうございます。以上で質問を終わります。

○議長(篠宮正明) ほかにございませんか。

○8番(原正子) これまでもお二人の方が質問されてきたことに関連をいたしますけれども、少しわからないところもありますので、お願いいたします。

小金井市の今後のごみの受け入れということで、私も1年の契約、それ以降のものについての考え方というのがどんなふうになっているのかというのがはっきりわかりませんで、ブロック会議というものが開かれて、どうもその中でもそのようなことが議論されるのかということを今何となく感じたところです。毎年契約を、こういう施設が建設されます、ましたというところまでこれは自動的にやらざるを得ないのではないかと思うわけですが、そういうふうに取り扱っていてもいいのかということを確認させてください。

それから、私は、これはすごく小金井市自体に、このことは恐らく柳泉園の議会ではこの問題が発生してから何度も話されたとは思いますが、もうごみの処理ができないから広域で支援してくださいと言わざるを得ないからお願いねと言って、引き受けないわけにもいかないから引き受けていますけれども、それはやはり自治体としてのあり方というか、姿勢としてそういうことが許されてしまうということについては、先ほども管理者

から一定程度の支援のあり方というものについてルールというか、協議をきちんとすべきではないかということをおっしゃられていましたが、私もそれは本当にそのとおりだと思っていて、もうしようがないでしょうという、ただ受け入れるしかないみたいなことを何か簡単にやってもいいものだろうかというのはとても思うところで、その辺をもう少し膨らませてお話いただければと思います。

そして、とても私も不思議だったのが、4月に契約締結しているのに4月に会社更生法を、それも初めて参加してきた人に落札をしてもらったのにそこがだめだったとなると、これは柳泉園の側の選考の部分で見きわめる専門性というところがどうなのかということも問われても仕方がない事態ではないかとも思いました。もちろんとても難しくて大変なことなんだろうとは思いますが、それは恐らく一般的な市民の目から見てもそのように言われても仕方がないと感じるわけですが、その点を柳泉園としてどのように受けとめているのか、伺わせてください。

○管理者（野崎重弥） ただいま原議員から大変重い質問だなと思いながら伺っておったわけでございますけれども、小金井市のごみ処理施設ができ上がるまでずっと受け入れるのかということでございます。大変恐縮でございますが、この段階で最後まで入れるという御答弁はでき得ません。それは、近隣自治会の皆様方にもお話をさせていただきましたが、まず小金井市の努力というものが欠かせないと、そういったものも見きわめながら年度ごとに契約を更改していくということが基本にあるだろうと思っています。それと同時に、私は、少し横道に外れるかもしれませんが、柳泉園の黎明期からすぐ近くでこの施設を見てきています。昭和30年代の中盤にごみ処理施設の建設予定地というのが一転、二転、三転という中でここに予定地として決まった、その間の地域の皆さん方のさまざまな思い、感情、そういったものも私は接してきております。そういった中で、端的に申し上げまして、こういった中間処理施設の持つ特性として、やはり喜んでいただける施設かと申せば決してそういうことを申し上げる状況になかなかないだろうと思っています。

そういった中で、やはり組合が安定して運営をしていくためには、近隣の皆様方の御理解が不可欠でございます。近隣自治会の皆様方との協議の中では、端的に申し上げまして、私たちがむしろ旗を立てるようなことはしないでくれと。つまり、近隣の皆さんがピケを張って運送車を入れないという状況をつくらぬような形の組合運営をきちんとしてほしいというのが近隣の皆さん方のもうこれは正直な思いなんだろうと思っています。ですから、私どもは組合運営上、当然、議会の皆様方は、チェック機関でもあり、議決機関でも

あるわけでございます。議会の皆様方の御理解をちょうだいしながら、どう近隣の皆様方の御理解、御支援もいただくか、このことが大変大きな組合運営上のポリシーにもなっていくんだらうと思います。ですから、この段階で、小金井市のごみ処理施設ができ上がるまで10年余にわたって引き受け続けるということについての表明は私はでき得ないという御答弁でぜひ御理解を賜りたいと思っております。

それと入札制度のあり方でございますけれども、確かに議員御指摘になりましたように、4月に契約をして4月の段階でもう会社更生法の適用、その間の業者のチェックというものは事務手続上どうなっていたのかと、こういう御指摘を受けるのは当然だと思えます。しかしながら、今般私どもは、初めて当該業者が落札をされたわけでございますけれども、やはりさまざまな事業者に機会を与えていくということも考えつつ、なおかつ、当該入札に参加する事業者の経営内容は入札参加時における調書をもって判断はさせていただいていると担当からは聞いております。そういった、それ以上の調査が可能かどうかと申しますと、やはりそれは大変難しい状況があるということも御理解は賜りたいと思えますけれども、今後とも適切な入札執行ができますように、入札参加資格やできる限りの情報収集、こういったものには努力をするよう担当にももう既に下命はいたしておりますけれども、今後とも十分そういったことについても注意を払ってまいりたいと考えております。

○8番(原正子) すみません。小金井市の問題については、年度ごとにきちんと見きわめて、それから小金井市がどのように計画をきちんと持って減量についても努力するかというところも評価しながらということだと理解をいたしました。でも、どう考えても、ほかに処理施設が新しくできない間はよそが受けるか、ここも引き受けるかということは、そのことは変わっていかないのだなということも何となくわかるということが今ははっきりしたなと思います。

それから、もちろん契約については書面で確認する以外にないのだらうと思えますけれども、この共益債権というものの考え方というのが、私の考えが間違っていたら御指摘いただければと思えますけれども、もしもこの会社が共益の債権自体を保証するという能力もないという状況になれば、恐らくこれはここの組合がその部分を被害としてこうむるということになったんだらうと思うんです。たまたまこれが保証されたということなので契約も6月いっぱいまでやりますということだと思いますが、契約をするときにはもちろんそういうこともあるということも考え、それから広くいろんな方たちに入札していただき

たいということもあると思いますけれども、正直に伺いますが、わかりませんが、トン当たりの引き受けてくださる額が一番高かったからこちらにということなんでしょうか。そのことも含めてお願いします。

○総務課長（大野常雄） 先ほどの更生債権と今回言われている共益債権と大きく2つございます。それで、裁判所で共益債権という判断をしたというのは、柳泉園組合からペットボトルをその会社へ持ち込むことによって、その持ち込まれたものを適正にほかへ売り払いすれば当然私どもの方にそういったお金が入金されますよということを裁判所が判断したわけです。なぜかといいますと、今回のオール・ウェイスト・リサイクル株式会社というのは、皆さん御存じのように、容器包装リサイクル法プラスチック類、いわゆる廃ペットボトルの再商品化協議会というのがありまして、これは北は北海道から南は沖縄まで約40社ぐらいの業者の方がそういったところに入っているんですけども、こういった方は当然柳泉園のようなペットボトルを引き受けながら、なおかつ容器包装リサイクル法で言うところの部分もあえて一緒に処理をしているというのが現状でございます。ですから、私どもで業者を選定した段階では、柳泉園の分、それから容器包装リサイクル法プラスチック類の分、両方含めてきちんと適正に処理をされているということを判断した上でこの業者については選んでいるところでございます。

それから、更生債権というのは、弁護士に聞いた中では、これはこの会社そのものがもし銀行等でいろんな負債をしょっている場合は、その負債している内容の金額を減額するとか、それから銀行に対して分割でそういったものを支払うとか、そういうものに今回のものは一切該当しないというのが大阪地裁の考え方だと伺っております。ただし、当初やはり言われていますのは、共益債権にする1つの条件というのは、うちの品物を相手に渡さないとそこで荷がとまるわけです。荷がとまると、それを売り払うことができない。できなければ、当然、柳泉園には支払うことができないということで、その部分については大阪地裁の方できちんと管理人を設けてその中で対応していくということで動いているところでございます。

○管理者（野崎重弥） 原議員御指摘のように、今回は、今、総務課長が御答弁申し上げましたように、共益債権化を裁判所が認定してくれたということで、私どもの組合については端的に申し上げますれば実損はないという形になるわけでございます。債権が回収できるという形になったわけでございます。これはもうあくまでも原議員御指摘のように結果論でございます。

では、私どもがこういった有価物の売り払いをする場合に、仮の話でございますけれども、落札をした業者が当初から性悪説を持ってこの事業を落札するという可能性が100%ないかと申せば、それはそうとは言い切れません。しかしながら、地方公共団体として、契約の相手方が当初から性悪説を持って有価物を引き受けるという形では契約というものが成り立ちません。ですから、私どもは当然、当該事業者もそうでございますけれども、一般的に相手が性善説を持って当然、債権債務の関係上からもきちんとその義務を履行する、果たすということを前提に契約を結ぶという考え方を持っております。ただ、その時点で、原議員が御指摘になられますように、相手方の信用調査と申しましょうか、きちんと債務の履行のできる会社であるかどうかということについては今後ともより一層把握できるように努力はさせていただきたいと思っております。

御指摘いただきましたように、今回は共益債権という形で結果として私どもの組合に実損がなかったということでございますから、これを教訓にさせていただきまして、今後の契約行為ということについてはより慎重に行っていきたいということと同時に、やはり門戸は広げませんと、競争をきちんとしていただく体制というものもつくっていかねばならないということもあります。大変重い課題ではありますけれども、今後とも努力をさせていただきたいと思っております。

落札価格は当該業者が最も高かったということで落札をいたしております。

○8番（原正子） 説明は十分に理解しました。

それから、契約についてはとても難しいところも含みながらということなので、こういうこともあり得るということは理解をしておりますけれども、市民への説明をどのように私たちがするのかというときには問われる部分がいろいろとあるので、少し厳しい言葉で御指摘をさせていただいたのかもしれませんが、申しわけありませんでした。今後のことについては、ぜひ教訓となさるんだらうと思っておりますけれども、よろしく願います。

○議長（篠宮正明） ほかにございませんか。

○6番（相馬和弘） 簡単に何点か質問をいたします。

今やりとりがありましたけれども、契約業者が会社更生法の手続の申し立てを行ったという件で、柳泉園では過去にも、ケースは違いますが、茨城県の神栖町でしたか、焼却灰のリサイクルの研究所のところが倒産して後で裁判になるということがありました。今、管理者から御答弁がありましたけれども、指名参加業者の経営内容等について性悪説に立って経営内容をチェックするということは、これは物理的にもできないし、ですけれ

ども、通常は指名参加する場合に要件を書類を整えなければいけないんですが、それが例えば決算書や確定申告書あるいはきちんと法人事業税が納められているかどうか、最低限その程度なんだろうと思うんですね。そういうことが、柳泉園の契約に当たっては指名参加願を出す場合には、最低限その事業主が税金をきちんと払っていますよ、赤字決算していませんよということはチェックされた上で、その上でこういう問題というのが起きてしまったのかということについてお尋ねをするものであります。

2つ目が、7ページの表6ですけれども、先ほど御報告の中で、これは確認なんです、清瀬市、東久留米市が昨年からその他プラスチック類のリサイクル開始をしたということで軟質系プラスチック類の可燃物量が30.9%持ち込み量が減少したというお話がありましたけれども、これは清瀬市と東久留米市でその他プラスチック類のリサイクルを始めたので30.9%減りましたよということなのか、昨年と比べて柳泉園に持ち込まれた焼却の量が30.9%減ったのかということをお尋ねをしたいんです。

といいますのも、西東京市が1年おくれてこの10月からその他プラスチック類のリサイクルを個別収集とセットで始めるということになっておりますけれども、そうすると、西東京市もおおむね30%の減と見ていいのか、それとも西東京市の方が世帯数が多いですから、人口が多いですから、持ち込んで焼却している量というのはかなり清瀬市と東久留米市と足した量ぐらいなんだと思う。それでも前年度比で30%減だということになれば、いわゆる焼却をするという意味ではかなりの効果が出るのかなと思うものですから、その点について少し教えていただきたいと思えます。

あと、契約についてもいろんなことがありました。私も今まで何度か質疑をしてきて、ずっとよくわからないというか、何度か質問して一定の理解はしたんですけれども、予定価格と最低価格が一緒なんです、柳泉園の場合。それをどういうふうに理解していいのかというのがありますが、何件か契約内容で1回目、2回目不調で3回目が一番最低価格を示したところとの話し合いで契約に達すると、だから予定価格と契約金額が同額になるというケースが幾つかあります。これなんですけれども、では、積算と仕様がどうなのかということが1つあるかと思うんです。指名競争入札でも入札が1回目も2回目も不調で3回目も該当がないということになると、そもそも、では、予定価格そのものが適正なのか、積算と仕様がきちんとしていたのかということをお尋ねをさせていただきたく思います。

特に、いろんな景気の影響の中で、例えば原油価格が上がれば資材も上がるよという中

で民間の業者は対応するわけでございますけれども、どうしても役所の積算というのは前年度と同じようなやり方をしていたりして、とてもこの値段じゃできないよというケースもあるんだろうと思うんですね。そういった実態、心配があるのかないのかということも少しお尋ねをしたい。だから、これまでも指摘がありましたけれども、公開性、競争性、また、透明性ということが契約行為には求められているわけでございますけれども、一方で、安かろう悪かろう、あるいは手抜きみたいなことがあってはならないわけでございますから、適正な予定価格の設定あるいは最低価格との関係等について、これはやはり理事者側としても鋭意研究検討していかなければいけない課題だろうと思うわけでございますけれども、その点について御見解をいただければと思います。

○総務課長（大野常雄） 相馬議員から、会社更生法の関係と、それから実際にそこに指名参加している業者の見方ですけれども、今回の入札についても、特に初めて来る業者だからそこで見るというのではなくて、当日参加した業者についてはすべて同じ基準で指名参加している書式等についてきちんと確認した中で、先ほど言いましたように法人税も含めて問題がないということで、そういうことで判断をしたということでございます。

そのチェックの仕方でございますけれども、これは私どもの方で、それぞれ該当する業者については、相馬議員からお話ございましたように、内容についてはきちんと確認した上でやっております。

それと3の契約の件でございますけれども、予定価格の設定ということでございますが、きょうの資料の中で3ページ、これは工事請負状況のものでございます。先ほども少しお話ございましたように、予定価格315万円ということで契約金額と同額ではないかということでございますが、ここに書いてございますように5社により行いまして、1社は辞退されているんですけれども、残り4社の中で1回目、2回目と行っていった中で3回目でこの金額に達したということでこの業者を選んだということで、これは別に予定価格を目途としてこの業者にしたということではなくて、この予定価格に達したということでこの業者の方とは契約をさせていただいたというところでございます。

それ以外の工事請負費についてはここに記載のとおりでございますして、それぞれ1回、2回の入札を行った中で金額を出しているということでございます。

それから、予定価格の設定がどうなんだろうということでございますが、これは前の年に準用して予定価格を設定するということではなくて、やはり年度が変わるごとに当然そこにかかわる作業員の費用等というのは変わってきますので、そういうものを私どもでは

先ほど申し上げましたように精査した中で、予定価格についてはこちらに計上させていただいている現状でございます。

○助役（森田浩） 少し補足させていただきます。

予定価格の設定につきましては、契約事務規則によりまして予定価格を設定して、基本的な考え方はその基本にのっとって価格を設定しているわけでございますが、一般的に、柳泉園を除く——除くというのは少し語弊がございますが、一般的な予定価格の設定につきましては、例えば補助事業であれば国とか東京都の単価を用いて、それを基準として積算してその額を予定価格としているということがございます。それは各公共団体で一般的に行われている予定価格の設定でございますが、柳泉園の場合におきましては、非常に専門性も高いこともありますし、柳泉園の中で職員が直接設計がまだできないという状況がございますから、そういう中で今どのような形で実施しているかと申しますと、専門性が高いものにつきましては委託設計業者の方に設計をしていただいて、その設計業者から提出されました見積書を、過去の同様の、例えば業務内容であればその業務内容にかかわる単価ですね、それは契約した単価、機構の単価ではございませんで、契約した単価が設計単価より低い場合にはその契約単価を使っているわけです。それで積み上げているわけです。

そういたしますと、積み上げた結果が契約額の単価に近いものですから年々契約と予定価格が均衡してくると、必然的にそれはそうになってしまうんです。例えば、通常に決められた単価で積算した結果を予定価格とした場合には、それなりの予定価格が出ますけれども、予定価格を前年の予定価格より低い単価、契約実績の単価を使いますから、どうしても非常に入札価格といいますか、応札価格といいますか、それに近くなってきてしまうと、そういう傾向がございます。これはもう予算の段階で各市の負担金を縮小していくんだという中でそういう非常に厳しい予算を立てておりますから、予算の段階でかなり実績に近い金額の設定をしているということでございますから、どうしてもその辺が非常に厳しい入札に迫られているという状況がございます。

それと随意契約の関係は、これは3年に1度、必ず入札行為を行っております。例えば、大変申しわけございませんが、契約の参考資料の12ページを少しお開き願いたいと思います。例えば1つの具体例でございますが、粗大ごみの運転業務委託でございます。これは平成19年度が3,591万円で契約してございます。これの過去の契約の推移を見ますと、17年度、18年度も同様の3,591万円で契約してございます。ただ、16年度に

はこれは入札行為を行っております。16年度の契約は3,849万3,000円になっています。それで、17年度に入札経過を行った結果、3,800万円が3,590万円に落ちております。それで、今、柳泉園が契約を内規で定めておりますのは、3年ごとに入札を行い、その後においては入札を行った業者に基本的には3年間はある程度の随意契約の方向で契約するという事で決めておりますから、それはなぜかといいますと、経験がないとなかなかできないものですから、自治法の234条に随意契約できる項目の場合がありますから、そこに該当するようなことで3年間は随意契約を行っているということでございます。

ただ、今後は、この3年間の随意契約も、単年度の契約ではなく3年間債務負担行為を設定しまして3年間の複数年契約した場合にはどうなるんだろうと、もう少し低い間隔で計画ができないのか、その辺は今研究はしているところでございます。

○資源推進課長（涌井敬太） 容器包装リサイクル法プラスチック類の関係でございます。搬入の実績に関しましては、去年の10月から清瀬市と東久留米市が容器包装リサイクル法その他プラスチック類の分別を実施されておまして、去年の10月からことしの3月まで半期に対しまして、去年の同じ半期に比べて清瀬市が約38%の減、これは不燃ごみでございます。それから東久留米市が約37%の減、西東京市はふえておまして2%の増、それでトータルしますと約17%の減となっております。この比率からしまして、今期の2月から4月の搬入量に対する焼却量30.9%の減ですね。これはすべてがいわゆる容器包装リサイクル法その他プラスチック類が減ったから30%減ったということではなくて、不燃ごみの中にいろんなものがございまして、それを機械的に分けているものですから、それから容器包装リサイクル法その他プラスチック類も軟質系プラスチック類だけでなく硬質系プラスチック類もございまして、そういったものがまざり合った中での減少ということですので、もう少しデータがそろってこないと何ともお答えしにくいところなんです。10月以降の物理組成が変わっております。そういったこともありまして、ほとんどが軟質系のプラスチック類ですので、容器包装リサイクル法その他プラスチック類の分別を実施していただくことによって焼却するプラスチック類の量が減るというのは、これはもう事実でございます。そういうことでございますので、御理解のほどよろしく願います。

○6番（相馬和弘） 最後の方から。これは、では、清瀬市、東久留米市で容器包装リサイクル法対応のその他プラスチック類のリサイクル選別を行って38%あるいは37%の

減の実績があると、我が西東京市はまだこれからでございますから、少なくとも一定到達点としては4割近い減量の実績が求められるんだらうということで理解をいたしました。

指名参加の選定業者の財務内容について、私が少し聞きたかったのは、いわゆる指名参加願を出す、それが指名というか選定されるかどうか、いろんな見積り合わせ等で行った場合、その業者のときに、財務内容というのはちゃんと税金を払っていますよということで経営についてはやっていますよと、それで、内容については適切にやっていますよということのお話ですから、税金をちゃんと払っているということがあってもそういうイレギュラーなケースがあったということで、少し具体的なお答えはなかったんですけども、そういうふうに理解をしたいと思います。

あと契約は、お話を聞いていてわかるんです、積算よりも契約実績を予定価格にするので、実態が予定価格になっていくからその差がなくなっていきますよと。そうすると、指名参加する方、入札に参加する方は、前年度の実績が予定価格だらうということで参加をしてくる。そのときに一定の企業努力等があって、組合としてもなるべく安く効果的にという考え方なんでしょうけれども、いろんな技術的なものが要求される中で、例えば人件費が高騰していく、物価が上がっていくという中ではそれもまた限界が出てくる、あるいはもう実績主義だけ、それはそれでメリットがあるんだけど、一方でまたデメリットというのもそのときの社会性や市場性の中であるのではないかというのは、例えば21ページの組成分析の委託契約のこの表を見ながら、交渉で3回目450万円で委託契約をしたけれども、その値段でやって当初、柳泉園が目的とする組成分析の仕事が果たしてちゃんとできるんだらうか、また逆に、この受けたところも厳しいんだらうなということを感じながら21ページを見ていたものですから、ぜひその辺も今後の検討研究の課題にさせていただきたいと。

あと、入札経過は税抜きで示されていて、件名が税込みになっているので、ここを少しわかりやすく次回以降、整理していただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（篠宮正明） 2名の方が手を挙げられていますけれども、時間が経過しておりますので、ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開は午後1時でお願いいたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（篠宮正明） それでは、休憩前に引き続きまして質疑を続行いたします。

○2番（野島武夫） 小金井市のごみの受け入れについて1点だけ質問いたします。

今までの御答弁を聞いていまして、小金井市の対応ということで、聞いていて少し不安になるということで、5月15日号の小金井市の広報にごみの減量化の記事を載せたということで、こういうことは当然のことだし、本当はそれはもっと早くからどんどんやるべきことですし、6月に市民参加による建設に向けての委員会があるということや、20年8月、国分寺市との協力による答申が出てくるということで、御答弁を聞いていると非常に心配になります。具体的なものが小金井市から出ているのかどうか。例えばもう3月末で終わって4月のデータとか出ていると思うんです。4月の小金井市のごみの排出量とかは前年同月に比べて確実に減っているのか、そういう具体的なこと、また、これからごみの非常事態宣言だと思うんですけれども、具体的に小金井市はどういう形でごみを減らす数値目標があるのか、これからこういう形で減らしていきますとか、その辺、具体的なものが無いとどうも納得できないところがあります。その辺、お聞かせください。

○管理者（野崎重弥） 小金井市のごみの受け入れの関係で心配だという議員からの御発言なんですけど、能力不足で大変申しわけございません、その心配になるというのは何が心配になるのかというのが少しよくわからなかったんですけれども、そこを大変恐縮でございますが、再度御質問いただければと思います。

あと、小金井市の今後のごみの対応ということでございますけれども、具体的に私どもに、どういう形でどうこうという具体のものは現段階においては小金井市の広報等の中で承知をする以外にはございません。

ただ、議員御指摘のように、小金井市はごみの非常事態宣言をして市民の皆さんに対しては減量化、減容化ということについてのお願いというものは広報でたびたびなさっているようでございます。当然、置かれた状況を考えればそういった御努力をなさるだろうと思いますし、あくまでも小金井市という地方公共団体の内部管理事務の問題でございますから、私どもがどうこうしろと言う立場にはございませんけれども、現下の状況を考えれば議員御指摘のような御努力は当然なさるのではないかと私は思っております。

○2番（野島武夫） 具体的なところでは例えば1カ月間のデータとかは特に把握はされていないということなんですかね、4月のごみとかそういう形。やはり非常事態宣言と言うからには通常3カ月ごととかやっていたのを細かく1カ月ごととかやっていくのが非常事態だと思うんですけれども、その辺、確認させてください。なければならないでいいです。

○総務課長（大野常雄） 平成19年度に入ってから4月以降については確認はしてございません。

先ほど、小金井市でどういう形でごみの減量化をしているのか、これは平成18年、昨年10月1日の小金井市の市報でございますけれども、この中で、燃やすごみの10%減量ということで、当時、市民の皆さんに対しては1日1人50グラムを、市報によりますと卵1個分だと書いてありますけれども、これをまず皆さんの中で、燃やすごみの中でこういったものの削減をしましょうということで市民の方には実際には呼びかけはしております。ただ、昨年10月以降の中で対前年度との比較の中でどこまでそれが実施されているかということについては現在把握しておりません。

ただ、議員からも御指摘がございますので、これについては、事務局といたしましても引き続ききちんとしたそういったものは小金井市からいただくということで進めていきたいと考えております。

○2番（野島武夫） 489トン受け入れという形でやられているんですけれども、例えば10%減量の目標を立てているということは、もし来年度、協議する中で、この489トンのうち1割削減した受け入れ態勢ということを考えてもいいんでしょうか。

○総務課長（大野常雄） この489トンといいますのは、これは平成19年度の中において柳泉園も含めまして西多摩衛生組合、それから国分寺市、武蔵野市、東村山市、小平・村山・大和衛生組合と、それぞれの各施設の持っている能力というんですかね、施設の能力をそれぞれ各団体ごとに出し合って、柳泉園の場合も489トンであれば受け入れるということでございますので、極端なことを申し上げますと、例えば20年に入って何らかの形でオーバーホール等の関係があれば、まだ現在は予定しておりませんが、量そのものはやはり各年度ごとに見直さざるを得ないのかなというのが現段階の考えでございます。

○8番（長谷川正美） まず最初に、議会が始まるに当たって最初の時刻に間に合わなかったことをおわび申し上げたいと思います。篠宮議長はじめ議員の皆様方、また、野崎管理者はじめ関係者の皆様方におわび申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

その上で、小金井市の話の続きでございますけれども、当初、私がいないうちに話が出たのか、その辺がよくわからないんですけれども、今、そこかしこで分担して処分する、そういう話が今出ておりましたけれども、その全体量がどのくらいで、そして分布状況とございますか、どこでどのくらいの量を対応して、そのうちの489トンが柳泉園というこ

とはわかったわけですが、その全体が少し教えていただけたら柳泉園の役割もおのずと規模的にも理解できるのかなと思いますので、重複していたら恐縮なんですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○総務課長（大野常雄） 本日お手元に行政報告の資料ということでお渡ししてございませう。その中の資料の3を少しごらんになっていただひて、A4の横書きになってございませうが、これが平成19年度におきませう多摩地域のごみ処理広域支援に伴う処理単価一覧表の中で……。

〔「ページがわからない」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（大野常雄） 資料の一番最後のところございませう。右の上のところに「資料3」と打ってあるんですけども、一番後ろのところございませう。行政報告の22ページの後には資料の2がございませうして、その後ろが資料3でございませう。A4の横書きになってございませうんですけども、ここに平成19年度の中でそれぞれ各ブロックがございませうして、小金井市の分だけで申し上げますと約1万9,000トンと聞いてございませう。これが平成19年度のごみの量でございませう。この中で、ここで出てございませうするのは、小平・村山・大和衛生組合で約2,000トン、西多摩衛生組合で約1万トン、それから国分寺市で約6,000トン、武蔵野市が約300トン、東村山市が417トンで柳泉園組合が489トンというのが現状の量でございませう。すみませう、略し過ぎませうしたけれども、小平・村山・大和衛生組合、これは小平市と武蔵村山市と東大和市、こちらで一部事務組合をつくってございませうところございませう。

○議長（篠宮正明） ほかに質疑ございませうせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） それでは、以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたひませう。

○議長（篠宮正明） 「日程第9、議案第8号、柳泉園組合特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたひませう。

提案理由の説明を求めませう。

○管理者（野崎重弥） 議案第8号、柳泉園組合特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございませうますが、本議案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成19年4月1日から施行されたことに伴ひ、柳泉園組合特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の改正を御提案申し上げるものでございませう。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠宮正明） 補足説明を求めます。

○総務課長（大野常雄） 補足説明を申し上げます。

本条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成19年4月1日から施行されたことに伴い、収入役が会計管理者に変わりましたので、柳泉園組合特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の内容につきましては、関係資料として議案第8号資料、「柳泉園組合特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表」を添付させていただいておりますので、こちらをごらん願います。条例の裏の部分でございます。初めに、1ページの第1条中「、管理者、副管理者及び収入役」を「、管理者及び副管理者」に改めまして、次に、第2条中「収入役 月額33,000円」を削るものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（篠宮正明） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第8号、柳泉園組合特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第8号、柳泉園組合特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（篠宮正明） 挙手全員であります。よって、議案第8号、柳泉園組合特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（篠宮正明） 「日程第10、議案第9号、平成19年度柳泉園組合一般会計補正予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第9号、平成19年度柳泉園組合一般会計補正予算の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、小金井市の可燃ごみの受託に伴うもので、平成19年度柳泉園組合一般会計予算につきまして、歳入関係では諸収入、歳出関係では総務費及び予備費にそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算額33億3,464万6,000円に対し、歳入歳出それぞれ2,200万5,000円を追加し、予算総額の歳入歳出を33億5,665万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠宮正明） 補足説明を求めます。

○総務課長（大野常雄） 補足説明を申し上げます。

「議案第9号、平成19年度柳泉園組合一般会計補正予算」と題した書類をごらん願います。

今回の補正予算は、小金井市の可燃ごみ処理受託により調整をさせていただく内容でございます。

初めに、2ページの第1表、歳入歳出予算補正は、款項の区分における予算の補正でございます。1歳入及び2歳出の款項の補正額につきましては、それぞれ記載する金額の調整をお願い申し上げます。

次に、5ページをお開き願います。5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書でございますが、1総括につきましては、表に記載のとおりでございます。

次に、6ページに記載の2歳入でございますが、款6諸収入、項3受託事業収入、目1受託事業収入、1節受託事業収入は、2,200万5,000円の増額でございます。本年1月に小金井市から可燃ごみに係る支援要請があり、広域支援協定に基づきまして、4月27日、可燃ごみ焼却処理委託契約を締結いたしましたので、計上いたしました。

なお、行政報告に記載のとおり、受け入れ期間は平成19年5月1日から平成20年3月31日まで、受け入れ量は489トン以内、受け入れ日数59日、受け入れ単価はトン

当たり4万5,000円でございます。

次に、8ページ記載の歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目2総務管理費、19節負担金、補助及び交付金24万5,000円の増額は、説明欄に記載する東久留米市環境整備負担金でございます。

なお、当該環境整備負担金につきましては、受け入れ量が確定した後、年度末に支払う予定でございます。

次に、款5予備費の2,176万円の増額は、歳入歳出予算の増減額を差し引きしたものでございます。

なお、予備費の2,176万円につきましては、今後、可燃ごみの処理等において掛かり経費に不足を生じた場合、充当いたしたいと考えているところでございます。最終的には平成20年度の負担金において調整いたしたいということでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（篠宮正明） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○6番（相馬和弘） 行政報告の中でも質疑があったんですが、トン当たり4万5,000円とした内訳については説明があるんですけども、その根拠ということになるんですが、関係市負担金ということで1万6,911円、東久留米市環境整備負担金ということでトン当たり500円にしてこの補正予算が組まれているわけですけども、受け入れる東村山市のトン当たり4万1,000円から西多摩衛生組合のトン当たり4万8,000円という違いがあるわけです。施設等で処理コストの違い等あるのかなと思うんですが、4万5,000円というのはちょうど間をとった数字になっていますけれども、その積算の関係市負担金、また、環境整備負担金をトン当たり500円と定めたその根拠について教えてください。

○総務課長（大野常雄） 関係団体につきましては、それぞれ関係団体の考え方でこういう根拠を申し上げたということについては特に私の方からはございませんけれども、柳泉園のこの4万5,000円の単価につきましては、柳泉園組合は、御承知だと思うんですけども、事業系の一般廃棄物を持ち込んでいる方等についてはトン当たり3万5,000円ですか、柳泉園に入ってきているということ。そういったものと、あと適正に柳泉園で実際に処理をしていく上でそういった関係市の方、それから構成されている清瀬市、西東京市のそういった負担金に対する、例えば環境整備負担金を実際に東久留米市に支払ってい

るといふことも含めて、そういうものを加味いたしまして先ほどの4万5,000円というものを導き出したものでございます。

○6番(相馬和弘) 一定、では、ほかの団体はトン当たり幾らなのかなどという情報交換をしながら適正な——だから、民間事業者が自分のを持っていく場合、今トン当たり柳泉園の場合3万5,000円いただいていると、それに一定の上乗せ等で4万5,000円ということで、何かはっきりした明確な根拠と、では、5万円がいいのか6万円がいいのか、あるいは3万円、4万円なのかという幅のある議論があるのかなと思ったんですが、今回はわかりました。

ただ、1つ言いたいのは、いろいろ懸念を出されましたけれども、3月の当初予算では予算上、反映されていないということで今回の補正になったかと思うんですが、これは11カ月です、12カ月ではなくて、平成19年度は。それで、489トンが補正に入ったわけですが、では、20年度はどうなるんだといった場合に、これは12カ月ということになりますし、当然、20年度、小金井市がもう独自に対応できるという可能性は極めて厳しいだろうと。では、20年度になったときに他団体の受け入れについても、これだってどうなるかということもわからないわけです。

これは、管理者にお願いなんですけど、決まってから議会に報告するのではなくて、ぜひ周辺自治会あるいは議会とも、こういう状況になっているよと、20年度の予算編成の前の段階で当然相談があるでしょうから、そのときに議会は議会として小金井市の方針に対して、また、申し入れに対してどういう意見を持つのかと。やはりこれは議会を、決まったことを報告するのではなくて、議会ともぜひ御相談をしながら、来年度どういう形になるのか、その金額も含めて御相談いただければとお願いをして、それについて御見解があれば御答弁いただきたいと思います。

○管理者(野崎重弥) ただいま相馬議員から、20年度以降の小金井市のごみの引き受けの関係について、決定する前に議会に相談をしてほしいと。御指摘のとおりと私も思っております。この関係、やはり議会の皆様方の御理解もいただかなければなりませんし、当然きちんとした御報告も御相談もさせていただきながら最終的な方向性を出していかなければならないと思っておりますので、御指摘を十分踏まえて意に沿うような形で今後とも進めてまいりたいと思っております。

それと、489トンの関係でございますけれども、確かに議員御指摘のように、今回は1月に小金井市から申し入れがあって、4月に契約を交わしたということになっておりま

す。ですから、御指摘のとおり11カ月ということになります。

私ども、今回の支援量を決めるに当たりまして、柳泉園は、御承知のとおり、年に一度、各炉ごとにオーバーホールを必要といたしております。法令等に基づいてオーバーホールをするわけでございますけれども、そういったオーバーホール期、また、年末年始、それからさまざまな連休後の繁忙期ですとか、さまざまなそういう状況を踏まえながら、柳泉園組合として、そういった繁忙期と申しましょうか、炉がとまっている期間、そういったものを除いてどの程度の余裕があるかということの積算をさせていただいて、基本的にはマックスという考え方でとらえていただいて結構ではないかと思えます。ただ、これも、今後構成3市から運び込まれますごみの量等の関係があったり、さまざまな状況もあるわけでございますけれども、11カ月で489トン、しからば12カ月では何トンかという御懸念を持たれるのは当然だと思いますけれども、今回の支援量については、あくまでも柳泉園組合として対応可能な量ということで出させていただいたということで御理解を賜ればと思います。

○議長（篠宮正明） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 以上をもって議案第9号、平成19年度柳泉園組合一般会計補正予算の質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第9号、平成19年度柳泉園組合一般会計補正予算を採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（篠宮正明） 挙手全員であります。よって、議案第9号、平成19年度柳泉園組合一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

○議長（篠宮正明） 「日程第11、議案第10号、柳泉園組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、6番、相馬和弘議員の退席を求めます。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第10号、柳泉園組合監査委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議員のうちから選任する監査委員について議会の同意を賜りたく御提案申し上げるものでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠宮正明） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本件は人事案件ですので、質疑及び討論を省略して採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（篠宮正明） 挙手全員であります。よって、議案第10号、柳泉園組合監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意されました。

ここで柳泉園組合監査委員に選任されました相馬監査委員にごあいさつをお願いいたします。

○6番（相馬和弘） ただいま監査委員に御同意をいただきまして御選出いただきました。ありがとうございます。監査委員として柳泉園の事務事業が適切に行われるように努力をしてみたいという決意でございますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（篠宮正明） ありがとうございました。

○議長（篠宮正明） 次に、「日程第12、報告第1号、平成18年度柳泉園組合一般会計事故繰越し繰越計算書について」を議題といたします。

報告を求めます。

○管理者（野崎重弥） 報告第1号、平成18年度柳泉園組合一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、御報告申し上げます。

事故繰り越しの内容につきましては、関係市の将来人口推計等のおくれにより、一般廃棄物処理基本計画策定業務委託が契約期間期日までに完了することができなくなったため、一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料を事故繰り越しの扱いとして平成19年度で執行するものであります。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（篠宮正明） 補足説明を求めます。

○総務課長（大野常雄） 補足説明を申し上げます。

平成18年度の事故繰り越しにつきましては、一般廃棄物処理基本計画策定業務委託事業費でございます。平成18年8月23日に契約締結いたしました本件につきましては、平成19年3月30日までに完了するという契約でございましたが、当組合と同時に受託し並行的に行ってまいりました関係3市の一般廃棄物処理基本計画の策定作業及び調整が予想以上に難航したため、本業務が遅延することになりました。具体的には、関係市の中で直近実績値である平成19年1月1日現在の人口を踏まえて再度、将来人口を推計すべきとの意見がございまして、関係市と協議した結果、推計作業をし直すということになりました。このため、将来人口だけでなく、将来のごみ量や減量目標値など広範囲の修正が発生したことから遅延を回復すべき作業を行ったが、実際に年度内に業務が完了いたしませんでした。このようなことから、完了時に支払う一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料190万6,590円につきましては、地方自治法第220条第3項の規定に基づき、事故繰り越しをいたしまして、平成19年度事業として執行するものでございます。

○議長（篠宮正明） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○4番（板垣洋子） すみません。説明欄のところに「関係市の人口推計が遅れたため」とありますけれども、1月1日の直近の人口を把握した上でと、そのことも理解できますけれども、その時点で年度内にできないという予測はできなかったんでしょうか。やはり年度内になるべく予算を使っていくというためには、そのような予測はできるんじゃないのかということが1点挙げられますので、具体的にそのおくれた理由についてお聞かせください。

それから御参考までに、この一般廃棄物処理基本計画というのは何年から何年までの計画なのでしょうか。それと、その中にはこの小金井市のことはどのように盛り込まれていくのかも教えてください。

○総務課長（大野常雄） 1月1日現在の中での人口を踏まえて将来人口を再度確認したわけでございますけれども、それを受けて先ほど申し上げましたように契約期間内に行うということで進めたわけでございますが、あくまでも事務手続の中で結果的にできなかったということでございます。

○管理者（野崎重弥） 今、総務課長が御答弁申し上げましたけれども、確かに議員御指

摘のように、もう少し早くわからなかったのか、適切な処置がとれなかったのか、御疑念は申されるとおりでございます。私ども柳泉園の柳泉園組合一般廃棄物処理基本計画は、構成3市のそれぞれの各市の、西東京市、清瀬市、東久留米市、この3市の一般廃棄物処理基本計画が基本になって柳泉園の処理すべきごみ量等が決定をするわけでございます。ですから、その3市の廃棄物処理基本計画を決めていただかないと柳泉園の最終的なまとめができないという形になるわけでございます。それが人口推計が最終的にまとまったのが3月になってからという形の中で、どうしても事故繰り越しせざるを得ない状況が生じてしまったということで、御指摘は御指摘として私ども生かしてまいりたいと思っておりますが、今申し述べました諸般の状況がありましたために事故繰り越しせざるを得なかったということで御理解を賜ればと思っております。

○総務課長（大野常雄） 期間につきましては平成19年から平成33年の15年間ということでございます。

なお、基本計画につきましては、これは5年ごとに見直しをします。それから、大きな事業があったとき、例えば新しい焼却炉をつくる計画がどこかで持ち上がったときは、そこを含めて基本計画そのものは見直しをするというのが現状でございます。

それから小金井市につきましても、やはり基本計画、特に柳泉園組合は中間処理施設でございますので、この中で、広域支援について要請があったときには、中間処理施設としてそういったものについてきちんと対応していくということでこの基本計画の中には述べさせていただいております。中間処理施設の改修時に近隣の自治体で相互支援を行うということについては、これは先ほど言いました多摩地域ごみ処理広域支援体制の実施要綱に基づいて行っているということでございますので、柳泉園組合としてもこの協定に基づいて現状の広域支援体制は維持していくということを明確に基本計画の中には書かせていただいているということでございます。

それで、基本的には小金井市のごみについては、先ほどもありましたように、平成20年の8月までに小金井市と国分寺市の間できちんとしたものをこれから場所の問題も含めてやっていくということもありますので、そこも含めての数字でございますので、実際にこの基本計画の中には19年度の小金井市のごみを受け入れるか受け入れないかについては一切記載してございません。あくまでも今回の18年度分だけで今回の小金井市のごみは受託していくというのが基本的な考え方でございます。

○4番（板垣洋子） この基本計画の策定がおくれたのは関係市の人口の数がなかなか出

なかったと。年度末から3月にかけてそれぞれ自治体、来年度の予算作成などなどで多忙なことはわかるんですけども、副管理者として構成団体の市長も参加されているので、そこら辺は、このことについては私どもも自治体に戻ってちゃんと数を出す努力が足らなかったのかなとも少し認識しましたけれども。

それから、人数が出るのが3月末までおくれたということで、その時点では19年度に小金井市のことを受け入れることはもう決まっていたわけで、そのことは、19年度から33年ということでは1年間は明確に入っているにもかかわらず、小金井市のことはこの中には数字的にも入っていないというのが少し理解できないんですけども、説明していただければと思います。

○総務課長（大野常雄） 当然この基本計画をつくるに当たっては、やはり長期的、15年というスパンで考えているということで、今までも柳泉園では今回だけが広域支援ということじゃございません。広域支援については、今回の小金井市だけがではなく、そういうケースで引き続きあるかといいますと、やはりいろんな清掃工場が三多摩にございますので、それぞれの一部事務組合の形態、それから各施設のごみ施設の形態によっては、これは本当に申しわけないんですけども、単年度単年度の中で皆さんの方にそういったものがもし実態が生じた場合には御提示をしていって、その中で解決していくと。これを当初から長期にわたって受け入れるということで、例えば19年度であっても受け入れるということについてこの中には記載をするということには当たらないということで、今回はあくまでも15年のスパンということで計画をつくっているということでは記載してございません。

○管理者（野崎重弥） もう1点の各市の人口推計のおくれという話がございましたけれども、この計画をつくっていく中で、構成市それぞれが1月1日現在の人口とそれまでの推計値で乖離が出たということで、やはり計画をつくる段階で直近の人口のデータをもとにしてごみの推計値等を計算すべきだという話になったわけでございます。私どもも中間処理施設として、それは構成3市側の御提案、これはもう賢明な考えだろう、当然だと思っております。そういった中で、再度ことしの1月1日の人口実数値をもとに以降15年の人口推計をし、ごみ量の推計ですとか資源化量ですとか、そういったものを適切に推計していく、そういった判断は私は適切であったと思っております。

ただ、その関係で時間を要してしまった、これは私ども柳泉園の一般廃棄物処理基本計画を策定していく責任者として大変申しわけなく思っております。今後こういったことが

ないように十分私どもも各関係市と構成市との連絡を密にしながら、よりよい計画をつくっていけるように努力をさせていただきたいと思っております。

○4番(板垣洋子) ありがとうございます。

今回の議題の中で幾つか私も、私はまだ議員になって5カ月ですけれども、素人ながらに何か、私たち市民一人一人にとってもとても大きなことなんだけれども、そのことへの情報収集が足りないのではないのかなという印象をうかがえます。この計画が、15年の大きな計画を立てるからこそ、現状に合って、それから今後どういう見通しがあるのかということも、大きな視点を持って計画を立てていくことが重要だと思いますので、小金井市のことも、もちろんこの先どうなるかわからない、小金井市がどういうふうに計画を立てるかわからないのに先にこちらの方で計画を立てるのは当然できないとはいえ、本年度、19年度に関しては確実に受け入れるわけですから、そのことが反映されないというのは何か不思議なような気がいたします。長い期間だからこそ、直近の人口もですけれども、それより先、西東京市でも大規模な工場跡地の開発で人口もふえておりますから、そのような情報もしっかり把握した上で推計をして、大きな計画をしっかりと立てていただきたいというふうに意見として述べて、終わりとさせていただきます。

○議長(篠宮正明) ほかにございませんか。

○5番(小峰和美) 私も実は、一般会計の補正予算の方で質問すればよかったんですけども、とりあえずこの基本計画で小金井市の問題が大変問題になっていて、この柳泉園組合としてどのような働きかけをこれからしていかなければいけないのか。それをしていけないと、ごみ問題というのはずっともう戦後からかなり大きな問題になっていて、歴史をたどれば江戸時代である暴れん坊将軍で有名な徳川吉宗が3ついいことをやった。1つは、各地区に消防団ですか、そういうのをつくったんです。1つは、ごみ問題を解消したわけですよ。そのときはもう海に流して捨てるとか、そういう方法なんですけれども、ごみ問題というのは、どこの市でも基本的に嫌なものは先送りしてしまうんですね。ましてや小金井市の現状を見ますと、財政再建団体のような市ですので、これからいつごみの施設ができるのか、私どもも本当に皆目見当がつかないような状況である。その中で、やはりずっとそういうのも柳泉園の方に預けて、近隣市に預けて、私のところは知りませんという形になってしまうと、それは少し自己責任がないと言ったらいいんですかね、その部分はあると思いますので、これから柳泉園組合議会としてどのような広域の処分組合で働きかけをして、どうやって小金井市が自立した道を歩んでいくのか、そういうことも指

摘していかないと、この問題はずっと解決しないで、これからずっとこの柳泉園組合議会がしょっていかなければならない問題となると私は危惧するところなんです。

ですから、そのところを、市長のこれからの取り組みを、決意表明ではないですけども、ぜひ聞かせていただいて、ああ、そうしたらこれから小金井市もそのような形になるのかなと、私も安堵の気持ちを与えていただきたく、答弁をお願いします。

○管理者（野崎重弥） まさしく今、小峰議員がおっしゃいましたことは、近隣自治会との協議を行う中でも全く同じことを柳泉園組合の管理者である私に発言をなさいました。全く同じことでございます。現下の状況は、ごみの処理施設をどこにつくるのかということも決まっていない、いつまでにできるのかという具体的なスケジュールも決まっていないという状況でございます。そういった中で、とりあえず平成19年度はごみの引き受け先が決まったという範囲にとどまっておるわけでございます。やはり、私は、地方公共団体としてごみの処理の問題は大変大きな問題でございます。住民生活と直結をいたしておりますし、議員御指摘になられましたように、どこにつくる、はい、わかりましたという形ですぐさま結果が出るようなものではございません。やはり1個の自治体として本気になった対応が求められると同時に、その間、お世話になる団体に対してどういう姿勢を持っていくかということも必要なわけでございます。正直申し上げまして、全く関係ないところのごみを柳泉園は中間処理するわけでございますから、そういった中では小金井市に対して、今後とも早急に全体計画の策定、建設予定地の決定、こういったものに全力を上げていただくよう、小金井市長にも機会がよくありますから、そういったことは柳泉園組合管理者としてもお願いは申し上げていきたいと思っております。

○5番（小峰和美） 市長の答弁ですごくよく理解したんですが、市長の答弁も、こうやって多くの議員から小金井市の問題が問いただされたわけです。私は見捨てるわけではないんですけども、やはり自立した道をその市が歩んでいかなければいけないので、こんな多くの市民が小金井市のことも心配して、ですから、周りのいろんな市民の意見もたくさん出ているんだよという、その言葉を伝えていただいて、ぜひいい方向に進んでください。よろしくをお願いします。

○議長（篠宮正明） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 以上をもって報告に対する質疑を終結し、報告第1号、平成18年度柳泉園組合一般会計事故繰越し繰越し計算書については終了といたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午後 1時49分 休憩

午後 1時54分 再開

○議長（篠宮正明） それでは、休憩前に引き続き定例会を再開いたします。

○議長（篠宮正明） 「日程第13、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

粕谷いさむ委員長の報告を求めます。

○9番（粕谷いさむ） それでは、議長より御指名がありましたので、廃棄物等処理問題特別委員会の報告をいたします。

まず、委員長及び副委員長の互選を行い、私が委員長に当選し、小峰和美委員が副委員長に当選をされました。その後、委員席の指定を行いました。

なお、陳情の審査案件はございませんでした。

以上で廃棄物等処理問題特別委員会の報告を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（篠宮正明） 報告は終わりました。

ここで事務局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○総務課長（大野常雄） 事務局より御説明申し上げます。

本年4月に行われました清瀬市及び東久留米市議会選挙に伴い、組合議員の皆様が変わっておりますので、7月18日水曜日午後1時半から議員研修会を当組合において開催いたしたく御提案申し上げます。

なお、議員研修会は、関係市市議会の議会人事の変更等に合わせまして2年ごとに開催をさせていただいております。当日は、柳泉園組合の概要、平成19年度当初予算等のほか、現在作成中の柳泉園組合一般廃棄物処理基本計画を御説明申し上げた後、クリーンポート及びリサイクルセンター等の御案内を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（篠宮正明） 以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成19年第2回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 1時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 篠 宮 正 明

議 員 小 峰 和 美

議 員 相 馬 和 弘